

現 行	ページ	修 正 案	
第 1 章 総則		第 1 章 総則	
第 4 節 基本理念及び重点を置くべき事項		第 4 節 基本理念及び重点を置くべき事項	
第 1 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	3	第 1 防災の基本理念 (略) また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 (略)	愛知県SDGs推進本部会議を踏まえた修正
第 5 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第 5 節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 1 (略) 2 県関係機関 (略) 〔愛知県一宮警察署〕 (1)～(12) (13) 緊急通行車両等 <u>の事前審査及び確認</u> を行う。 3～5 (略) 6 公共的団体 (略) 〔その他の団体〕 一宮(管)防災委員会、協同組合一宮グリーンクラブ、一宮災害対策電気協会、一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮災害対策建築協力会、一宮土木協同組合災害対策委員会、 <u>(追記)</u> 一宮市指定水道工事店協同組合、一宮陸運協会、愛知県LPガス協会西部支部、一宮市アマチュア無線非常通信協力会等は、防災活動について協力する。 7 (略) (略)	7 11	第 2 処理すべき事務又は業務の大綱 1 (略) 2 県関係機関 (略) 〔愛知県一宮警察署〕 (1)～(12) (13) 緊急通行車両等 <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。 5 (略) 6 公共的団体 (略) 〔その他の団体〕 一宮(管)防災委員会、協同組合一宮グリーンクラブ、一宮災害対策電気協会、一宮市建設協同組合災害対策委員会、一宮災害対策建築協力会、一宮土木協同組合災害対策委員会、 <u>尾張三恵建設協同組合、</u> 一宮市指定水道工事店協同組合、一宮陸運協会、愛知県LPガス協会西部支部、一宮市アマチュア無線非常通信協力会等は、防災活動について協力する。 7 (略) (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正 建設部からの修正
第 2 章 災害予防計画		第 2 章 災害予防計画	
第 2 節 都市の防災性の向上		第 2 節 都市の防災性の向上	
<u>(追加)</u>	27	<u>第 2 都市計画のマスタープラン等の策定</u> 都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、 <u>道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。</u>	都市再生特別措置法の改正に基づく修正

現 行	ページ	修 正 案	
第2 対策 1～3 (略) <u>(追加)</u>	29	第3 対策 1～3 (略) <u>4 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
第4節 公共施設の安全確保		第4節 公共施設の安全確保	
第7 ガス施設 (略) 2 対策 (1) (略) (2) 緊急操作設備の強化 ア～エ (略) オ <u>(追記) 通信設備</u> <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u> (3) (略) (略)	37	第7 ガス施設 (略) 2 対策 (1) (略) (2) 緊急操作設備の強化 ア～エ (略) オ <u>連絡・通信設備</u> <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u> (3) (略) (略)	防災業務計画の記載を踏まえた修正
第5節 建築物等の耐震推進		第5節 建築物等の耐震推進	
第2 対策 1 公共建築物の耐震性の向上 (1) 防災上重要な建築物の耐震性の向上 (略) ア～ウ (略) エ <u>応急救護所</u>、避難所となる病院、学校等 <u>※「医療・救護所」、「医療救護所」、「応急救護所」</u> <u>記載ページ P. 48、P. 146、P. 157、P. 167 (2箇所)、P. 168</u> 2 (略)	48	第2 対策 1 公共建築物の耐震性の向上 (1) 防災上重要な建築物の耐震性の向上 (略) ア～ウ (略) エ <u>(削除) 救護所</u>、避難所となる病院、学校等 <u>※「救護所」</u> <u>記載ページ P. 48、P. 146、P. 157、P. 167 (2箇所)、P. 168</u> 2 (略)	表記の整理（「医療・救護所」、「医療救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一）
第8節 火災予防対策		第8節 火災予防対策	
第2 対策 1 火災予防に関する指導（市担当部 救出防災部） (1) 一般家庭に対する指導 地区の消防団、<u>婦人（女性）</u>消防クラブ、町内会等各種団体等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。 (2)～(8) (略) 2 (略)	55	第2 対策 1 火災予防に関する指導（市担当部 救出防災部） (1) 一般家庭に対する指導 地区の消防団、<u>(削除) 女性</u>消防クラブ、町内会等各種団体等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器、初期消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図る。 (2)～(8) (略) 2 (略)	表記の整理

現 行	ページ	修 正 案	
第9節 要配慮者の安全対策		第9節 要配慮者の安全対策	
第2 対策 1・2 (略) 3 避難行動要支援者対策 (1) (略) (2) たすけあい避難名簿 ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、 <u>外国人</u> 等の情報を把握する。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u> イ 名簿の作成 (略) ① <u>75歳以上のひとり暮らしの者</u> ② <u>75歳以上のみで構成される世帯</u> ③ 要介護3から5の認定 <u>(追記)</u> 者 ④ 身体障害者手帳1級 <u>から3級</u> を所持する <u>身体障害者</u> ⑤ 療育手帳A・ <u>B</u> を所持する <u>知的障害者</u> ⑥ 精神障害者 <u>福祉保健</u> 手帳1・ <u>2</u> 級を所持する者 ⑦ 難病・小児慢性特定疾病患者（神経・筋疾患等） ⑧ <u>産前8週の妊婦</u> ⑨ <u>永住者、定住者等を除いた外国人</u> <u>(追加)</u> (略) ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 <u>市は、</u> 名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、町 <u>内会、</u> 民生委員・児童委員とする。 (略) エ (略)	59	第2 対策 1・2 (略) 3 避難行動要支援者対策 (1) (略) (2) たすけあい避難名簿 ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者 <u>(削除)</u> 等の情報を把握する。 <u>(削除)</u> イ 名簿の作成 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① 要介護3から5の認定 <u>を受けている</u> 者 ② 身体障害者手帳1・ <u>2</u> 級を所持する <u>(削除)</u> 者 ③ 療育手帳A <u>判定</u> を所持する <u>(削除)</u> 者 ④ 精神障害者 <u>保健福祉</u> 手帳1 <u>(削除)</u> 級を所持する者 ⑤ 難病・小児慢性特定疾病患者（神経・筋疾患等） <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ⑥ <u>医療的ケア児</u> (略) ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 <u>(削除)</u> 名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、町 <u>会長及び</u> 民生委員・児童委員とする。 (略) エ (略)	福祉部からの修正

現 行	ページ	修 正 案	
(3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>(追記)</u> イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署、<u>町内会、自主防災会、民生・児童委員、個別支援者等</u>避難支援<u>(追記)</u>関係者に事前に提供できるものとする。 (略) ウ (略) (4) (略) 4 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努める。 (1)～(4) (略) (5) 災害時に多言語情報の提供<u>(追記)</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等が図られるための体制整備を推進する。 <u>(追加)</u>	60 61	(3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署<u>及び</u>避難支援等関係者に事前に提供できるものとする。 (略) ウ (略) (4) (略) 4 外国人等に対する防災対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>(削除)</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努める。 (1)～(4) (略) (5) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの活用等が図られるための体制整備を推進する。 <u>5 災害ケースマネジメント</u> <u>市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正 福祉部からの修正 表記の整理 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに基づく修正 防災基本計画に基づく修正

現 行	ページ	修 正 案	
(2) (略) (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び <u>社会福祉法人一宮</u> 市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について意見交換に努める。 (4) (略)		(2) (略) (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び <u>(削除)</u> 市社会福祉協議会は、災害時にボランティアの受入れ（受付、需給調整など）を目的とした災害ボランティアセンターの開設に備え、NPO・ボランティア関係団体等との連絡会を設置して、災害ボランティアセンターの運営方法等について意見交換に努める。 (4) (略)	表記の整理
第13節 避難対策		第13節 避難対策	
第3 対策 (略) 2 避難所の整備 (1)・(2) (略) (3) 避難所の事前選定 ア・イ (略) <u>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者等が相談等必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。</u> エ (略) オ (略) (4)～(6) (略) <u>(追加)</u>	71	第3 対策 (略) 2 避難所の整備 (1)・(2) (略) (3) 避難所の事前選定 ア・イ (略) <u>ウ ((7) に統合)</u> ウ (略) エ (略) (4)～(6) (略) <u>(7) 福祉避難所の整備</u> 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として社会福祉施設等を使用できるよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。 (8) 避難所が備えるべき設備 (略) (9) 避難所の破損等への備え (略) (10) 避難所の運営体制の整備 (略)	防災基本計画に基づく修正
(7) 避難所が備えるべき設備 (略) (8) 避難所の破損等への備え (略) (9) 避難所の運営体制の整備 (略)	72		

現 行	ページ	修 正 案	
イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>(追記)</u> ウ～カ (略) 3～6 (略)		イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u> ウ～カ (略) 3～6 (略)	
第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応		第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、<u>災害対策本部（第2非常配備）を設置する。</u> 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、<u>災害対策本部（第3非常配備）を設置する。</u> 2～6 (略) 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、<u>災害対策本部（第2非常配備）を設置する。</u> 2・3 (略)	87	第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、<u>所要人員を配備し情報収集等を行う。</u> 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、<u>監視配備として所要人員を配備し、住民への周知・呼びかけ等を行う。</u> 2～6 (略) 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 1 情報収集・連絡体制の整備 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、<u>警戒配備として災害対策本部を設置し、避難対策等を検討する。</u> 2・3 (略)	指令基準等の変更に 基づく修正 指令基準等の変更に 基づく修正 指令基準等の変更に 基づく修正
	88		

現 行	ページ	修 正 案																		
(追加)	89	第4 南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制 <table><tr><th>配備区分</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>二</td><td>南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき</td><td>・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員</td><td>情報収集、連絡体制の整備</td></tr><tr><td>南海トラフ監視配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員</td><td>・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ</td></tr><tr><td>南海トラフ警戒配備</td><td>1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 （緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員</td><td>・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等</td></tr></table>	配備区分	指令基準	配備人員	主な措置	二	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員	情報収集、連絡体制の整備	南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ	南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 （緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等	指令基準等の変更に 基づく修正	
配備区分	指令基準	配備人員	主な措置																	
二	南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員	情報収集、連絡体制の整備																	
南海トラフ監視配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・本部付報道班所要人員	・災害対策本部の設置 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ																	
南海トラフ警戒配備	1 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・本部長、副本部長 ・各部の部長、職務代理者 ・各部の班長、副班長 （緊急初動部地区連絡所班・指定避難所班等を除く） ・災害対策本部受付要員	・災害対策本部の設置 ・本部会議の開催 ・情報収集、連絡体制の整備 ・住民への周知、呼びかけ ・避難対策等																	
第2節 災害対策本部等の設置及び要員の参集		第2節 災害対策本部等の設置及び要員の参集																		
第1 地震警戒準備体制 1・2（略） 3 組織体制 （1）本節「第3 非常配備」に定める地震警戒第1非常配備の体制とする。 （2）総務部長は、地震警戒準備体制の業務を総括管理する。 （略） 4（略） 第3 非常配備 市長は、次の基準により必要な職員を配備し、非常配備体制をとる。 <table><tr><th>配備区分 （活動内容）</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>配備体制 （本部等設置場所）</th></tr><tr><td>地震警戒 第1非常配備 （動員、災害対策本部運営の準備手配等）</td><td>「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき</td><td>・危機管理監 ・総括本部総括本部班長、副班長 ・総括本部総括本部係員 ・救出防災部長、部長職務代理者 ・救出防災部情報班員 ・本部付報道班報道係員</td><td>地震警戒準備体制 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）</td></tr><tr><td>地震警戒 第2非常配備 （資機材・要員等の配備準備）</td><td>「東海地震注意情報」が発表されたとき</td><td>上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・災害対策本部受付要員 ・本部付市民協働班市民協働係員</td><td>災害対策本部 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）</td></tr><tr><td>地震警戒 第3非常配備 （資機材・要員等の配備）</td><td>「警戒宣言」が発せられたとき</td><td>・全職員</td><td></td></tr></table> ※地震警戒第1非常配備は、発表された情報の内容等により配備職員を増減することができるものとする。 ※地震警戒第2非常配備における各部の所要人員については、各部において事前に定めておくものとする。	配備区分 （活動内容）	指令基準	配備人員	配備体制 （本部等設置場所）	地震警戒 第1非常配備 （動員、災害対策本部運営の準備手配等）	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき	・危機管理監 ・総括本部総括本部班長、副班長 ・総括本部総括本部係員 ・救出防災部長、部長職務代理者 ・救出防災部情報班員 ・本部付報道班報道係員	地震警戒準備体制 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）	地震警戒 第2非常配備 （資機材・要員等の配備準備）	「東海地震注意情報」が発表されたとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・災害対策本部受付要員 ・本部付市民協働班市民協働係員	災害対策本部 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）	地震警戒 第3非常配備 （資機材・要員等の配備）	「警戒宣言」が発せられたとき	・全職員		92	第1 地震警戒準備体制 1・2（略） 3 組織体制 （1）本節「第3 指令基準及び配備体制」に定める配備体制とする。 （2）危機管理監は、地震警戒準備体制の業務を総括管理する。 （略） 4（略） 第3 指令基準及び配備体制 市は、第3章「南海トラフ地震臨時情報に対する対応」第4「南海トラフ地震臨時情報に対する指令基準及び配備体制」に定める体制をとる。 （表を削除）	94	表記の整理
配備区分 （活動内容）	指令基準	配備人員	配備体制 （本部等設置場所）																	
地震警戒 第1非常配備 （動員、災害対策本部運営の準備手配等）	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき	・危機管理監 ・総括本部総括本部班長、副班長 ・総括本部総括本部係員 ・救出防災部長、部長職務代理者 ・救出防災部情報班員 ・本部付報道班報道係員	地震警戒準備体制 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）																	
地震警戒 第2非常配備 （資機材・要員等の配備準備）	「東海地震注意情報」が発表されたとき	上記のほか ・本部長 ・副本部長 ・各部の副班長以上及び 所要人員 ・災害対策本部受付要員 ・本部付市民協働班市民協働係員	災害対策本部 （市役所本庁舎 スマート防災会議室、同室が困難なときは消防本部大会議室）																	
地震警戒 第3非常配備 （資機材・要員等の配備）	「警戒宣言」が発せられたとき	・全職員																		
		指令基準等の変更に 基づく修正																		

現 行	ページ	修 正 案																																									
第 4 章 災害予防計画		第 4 章 災害予防計画																																									
第 1 節 活動態勢（組織動員配備計画）		第 1 節 活動態勢（組織動員配備計画）																																									
第 1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営（略） （ 1 ）災害対策本部の組織表中 議会本部付 部長： <u>議会事務局長（追記）</u> （ 2 ）～（ 4 ）（略） 2・3（略）	124	第 1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営（略） （ 1 ）災害対策本部の組織表中 議会本部付 部長： <u>議会（削除）局長 ※2025年3月までは「議会事務局長」</u> （ 2 ）～（ 4 ）（略） 2・3（略）	部署名の変更に伴う修正																																								
第 2 <u>非常配備</u> 1 災害対策本部の <u>非常配備</u> 本部の <u>非常</u> 配備 <u>（追加）</u> の充実を図るためには、職員の <u>非常</u> 配備体制を確立することが重要であり、すべての職員は地震 <u>非常</u> 配備が指令されたときは、その基準に従い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害活動を実施する。 （ 1 ）地震 <u>非常</u> 配備の指令 市長は、地震が発生し、必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため、「地震発生 <u>非常</u> 配備」を指令する。 （ 2 ）地震発生 <u>非常</u> 配備の指令基準及び <u>非常</u> 配備体制	126	第 2 <u>指令基準及び配備体制</u> 1 災害対策本部の <u>配備等</u> 本部の <u>（削除）</u> 配備等 の充実を図るためには、職員の（削除）配備体制を確立することが重要であり、すべての職員は地震 <u>による</u> 配備が指令されたときは、その基準に従い本部長の指揮下に入り、本計画で定める所掌事務に応じて災害活動を実施する。 （ 1 ）地震 <u>による</u> 配備の指令 市長は、地震が発生し、必要と認めるときは、全市をあげてこれに対処するため、「地震発生 <u>による</u> 配備」を指令する。 （ 2 ）地震発生 <u>による</u> 配備の指令基準及び <u>（削除）</u> 配備体制	指令基準等の変更に基づく修正																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>配備体制 (本部設置場所)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震第1非常配備</td><td>1 <u>愛知県西部で震度4以上、かつ一宮市で震度3以下</u>を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員</td><td></td></tr> <tr> <td>地震第2非常配備 <u><その1></u></td><td>1 一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長・副班長及び所要人員 <u>（追加）</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>報道係員</u> ・本部付市民協働班 <u>市民協働係員</u> <u>（追加）</u></td><td>災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td></tr> <tr> <td>地震第2非常配備 <u><その2></u> <u>（災害対策の必要がある場合）</u></td><td></td><td>上記のほか ・ <u>本部長又は副本部長</u> ・各部の部長 <u>（追加）</u></td><td></td></tr> <tr> <td>地震第3非常配備</td><td>1 一宮市で震度5弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td><u>（追加）</u> ・ <u>（追記）</u> 全職員</td><td></td></tr> </tbody> </table>	配備区分	指令基準	配備人員	配備体制 (本部設置場所)	地震第1非常配備	1 <u>愛知県西部で震度4以上、かつ一宮市で震度3以下</u> を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員		地震第2非常配備 <u><その1></u>	1 一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長・副班長及び所要人員 <u>（追加）</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>報道係員</u> ・本部付市民協働班 <u>市民協働係員</u> <u>（追加）</u>	災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	地震第2非常配備 <u><その2></u> <u>（災害対策の必要がある場合）</u>		上記のほか ・ <u>本部長又は副本部長</u> ・各部の部長 <u>（追加）</u>		地震第3非常配備	1 一宮市で震度5弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	<u>（追加）</u> ・ <u>（追記）</u> 全職員			<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th><th>指令基準</th><th>配備人員</th><th>配備体制 (本部設置場所)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震 <u>監視配備</u></td><td>1 <u>（削除）</u>一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員</td><td></td></tr> <tr> <td>地震 <u>警戒配備</u></td><td>1 一宮市で震度5弱を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長、副班長及び所要人員 ・ <u>総括本部総括本部班</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>所要人員</u> <u>（削除）</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u></td><td>災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)</td></tr> <tr> <td>地震 <u>非常配備</u></td><td>1 一宮市で震度5強を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>上記のほか ・各部の部長 ・ <u>各部の所要人員</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u> <u><災害対応が必要な時></u> ・ <u>本部長、副本部長</u></td><td></td></tr> <tr> <td>地震 <u>特別非常配備</u></td><td>1 一宮市で震度6弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき</td><td>・全職員</td><td></td></tr> </tbody> </table>	配備区分	指令基準	配備人員	配備体制 (本部設置場所)	地震 <u>監視配備</u>	1 <u>（削除）</u> 一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員		地震 <u>警戒配備</u>	1 一宮市で震度5弱を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長、副班長及び所要人員 ・ <u>総括本部総括本部班</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>所要人員</u> <u>（削除）</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u>	災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)	地震 <u>非常配備</u>	1 一宮市で震度5強を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・各部の部長 ・ <u>各部の所要人員</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u> <u><災害対応が必要な時></u> ・ <u>本部長、副本部長</u>		地震 <u>特別非常配備</u>	1 一宮市で震度6弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・全職員		指令基準等の変更に基づく修正
配備区分	指令基準	配備人員	配備体制 (本部設置場所)																																								
地震第1非常配備	1 <u>愛知県西部で震度4以上、かつ一宮市で震度3以下</u> を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員																																									
地震第2非常配備 <u><その1></u>	1 一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長・副班長及び所要人員 <u>（追加）</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>報道係員</u> ・本部付市民協働班 <u>市民協働係員</u> <u>（追加）</u>	災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																																								
地震第2非常配備 <u><その2></u> <u>（災害対策の必要がある場合）</u>		上記のほか ・ <u>本部長又は副本部長</u> ・各部の部長 <u>（追加）</u>																																									
地震第3非常配備	1 一宮市で震度5弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	<u>（追加）</u> ・ <u>（追記）</u> 全職員																																									
配備区分	指令基準	配備人員	配備体制 (本部設置場所)																																								
地震 <u>監視配備</u>	1 <u>（削除）</u> 一宮市で震度4を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・総括本部総括本部班所要人員 ・救出防災部情報班員																																									
地震 <u>警戒配備</u>	1 一宮市で震度5弱を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・危機管理監 ・各部の職務代理者 ・各部の班長、副班長及び所要人員 ・ <u>総括本部総括本部班</u> ・災害対策本部受付要員 ・本部付報道班 <u>所要人員</u> <u>（削除）</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u>	災害対策本部 (市役所本庁舎 スマート防災会議室、 同室が困難なときは 消防本部大会議室)																																								
地震 <u>非常配備</u>	1 一宮市で震度5強を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	上記のほか ・各部の部長 ・ <u>各部の所要人員</u> <u>※その他の全職員は参集できる準備</u> <u><災害対応が必要な時></u> ・ <u>本部長、副本部長</u>																																									
地震 <u>特別非常配備</u>	1 一宮市で震度6弱以上を観測した地震（気象台発表）が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	・全職員																																									
○緊急初動地区連絡所班・指定避難所班の自動参集については、地震特別非常配備（震度6弱以上）の場合のみとし、その場合、他の災害対策本部業務よりも優先して行う。なお、震度5弱以下の場合も被害状況等に応じて参集指令を行う。																																											

現 行	ページ	修 正 案	
2 配備の周知 (1) 勤務時間内に地震非常配備体制がとられたとき 各部長は、職員を各班の配備につけ災害活動を命令する。 (2) 勤務時間外に地震非常配備体制がとられたとき 「第3 動員」に定めるところによる。 3～5 (略) 第3 動員 (略) 1 動員の原則 (略) (1) <u>愛知県西部に震度4</u> (気象台発表) 以上の地震が発生したときは、非常連絡を待つことなく、「地震非常配備の指令基準及び非常配備体制」により、直ちにあらゆる手段をもってあらかじめ指定された場所に登庁する。 (2)・(3) (略) 2～4 (略) 第5 関係機関等への協力要請 (略) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 2 広域応援・受援体制 (1)～(7) (略) (8) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする(追記)。 3～6 (略)	127 129 131	2 配備の周知 (1) 勤務時間内に地震による配備体制がとられたとき 各部長は、職員を各班の配備につけ災害活動を命令する。 (2) 勤務時間外に地震による配備体制がとられたとき 「第3 動員」に定めるところによる。 3～5 (略) 第3 動員 (略) 1 動員の原則 (略) (1) <u>一宮市域に震度6弱</u> (気象台発表) 以上の地震が発生したときは、非常連絡を待つことなく、「地震による配備の指令基準及び(削除)配備体制」により、直ちにあらゆる手段をもってあらかじめ指定された場所に登庁する。 (2)・(3) (略) 2～4 (略) 第5 関係機関等への協力要請 (略) 1 (略) (1)～(3) (略) (4) 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理(削除)等を徹底するものとする。 2 広域応援・受援体制 (1)～(7) (略) (8) 防災活動拠点の確保等 (略) なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。 3～6 (略)	指令基準等の変更に 基づく修正 指令基準等の変更に 基づく修正 マスク着用の考え方 の見直しに伴う修正 消防庁国民保護・防 災部防災課長通知に 基づく修正

現 行	ページ	修 正 案	
第2節 通信運用		第2節 通信運用	
第2 対策 1 通信連絡システムの整備 (略) また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努め <u>るものとする。</u> 2・3 (略)	134	第2 対策 1 通信連絡システムの整備 (略) また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努め、 <u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を進める。</u> 2・3 (略)	防災基本計画に基づく修正
第3節 地震情報等の伝達		第3節 地震情報等の伝達	
第2 <u>対策</u> 1 緊急地震速報 気象庁は、 <u>(追記)</u> 震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 (略) なお、緊急地震速報(警報)のうち <u>予想震度が</u> 6弱以上または長周期地震動階級4 <u>(追記)</u> を特別警報に位置付けている。 2 <u>情報等の種類・内容等</u> <u>(追加)</u> (1) <u>震度速報</u> <u>(略)</u> (2) <u>震源・震度に関する情報</u> <u>(略)</u> (3) <u>各地の震度に関する情報</u> <u>(略)</u> (4) <u>地震回数に関する情報</u> <u>(略)</u>	136	第2 <u>地震に関する情報等</u> 1 緊急地震速報 気象庁は、 <u>最大</u> 震度5弱以上を予想した場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。 (略) なお、緊急地震速報(警報)のうち <u>(削除)</u> 震度 <u>(削除)</u> 6弱以上または長周期地震動階級4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u> を特別警報に位置付けている。 2 <u>地震に関する情報</u> <u>地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	気象庁が使用する用語に統一するため修正 地震情報の種類の変更に基づく修正 表記の整理

現 行	ページ	修 正 案	
3 情報の伝達 (1) (略) (2) 情報の伝達は次の経路による。 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (追加) 注) 二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 (3) (略)	137	3 情報の伝達 (1) (略) (2) 情報の伝達は次の経路による。 ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注) 二重枠で囲まれている機関は、<u>気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</u> 注) 二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 (3) (略)	根拠となる法令の追記による修正
第4節 被害状況等収集、伝達		第4節 被害状況等収集、伝達	
第2 対策 1～3 (略) 4 災害状況の報告 (略) <県災害対策本部尾張方面本部への連絡先> <u>別紙のとおり</u>	144	第2 対策 1～3 (略) 4 災害状況の報告 (略) <県災害対策本部尾張方面本部への連絡先> <u>別紙のとおり</u>	連絡先の変更に伴う修正

[illegible]

現 行	ページ	修 正 案	
(2) 災害廃棄物処理の方法 (略) ア ごみ収集、運搬及び処分の方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>通常使用している</u> 収集車両が不足する場合は、委託業者、協定業者及び許可業者に支援を要請する。 (オ) <u>(ア)から</u> (エ)の方法に <u>おい</u> ても収集、運搬及び処理ができない場合は、応援協定に基づき、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県及び民間事業団体に支援を要請する。 (カ) (略) イ (略) (3) (略)		(2) 災害廃棄物処理の方法 (略) ア ごみ収集、運搬及び処分の方法 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>(削除)</u> 収集車両が不足する場合は、委託業者、協定業者及び許可業者に支援を要請する。 (オ) <u>(削除)</u> (エ)の方法に <u>よっ</u> ても収集、運搬及び処理ができない場合は、応援協定に基づき、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県及び民間事業団体に支援を要請する。 (カ) (略) イ (略) (3) (略)	環境部からの修正
第19節 ボランティアの受入		第19節 ボランティアの受入	
第2 対策 1・2 (略) 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>情報共有するにおいて</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>把握し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>(追記)</u> 4 (略)	191	第2 対策 1・2 (略) 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u> 4 (略)	防災基本計画に基づく修正
第20節 要配慮者支援対策		第20節 要配慮者支援対策	
第6 県における措置 県は、県国際交流協会と <u>の連携や</u> 大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、 <u>相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等</u> を行う。 (略)	192	第6 県における措置 県は、県国際交流協会と <u>共同で</u> 大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、 <u>被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等</u> を行う。 (略)	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに基づく修正

現 行	ページ	修 正 案	
第2.2節 緊急輸送道路の確保		第2.2節 緊急輸送道路の確保	
第3 対策 1 (略) 2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (1) (略) (2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>(追記)</u> 道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し <u>(追記)</u> 車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (3) (略) 3 (略)	196	第3 対策 1 (略) 2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (1) (略) (2) 各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>災害対策基本法第76条の6の規定に基づき</u> 、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し <u>周知及び</u> 車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (3) (略) 3 (略)	災害対策基本法に基づく修正 建設部からの修正
第2.3節 緊急輸送手段の確保		第2.3節 緊急輸送手段の確保	
第3 対策 1～3 (略) 4 航空機による輸送 <u>一般の交通途絶に伴い緊急に輸送を必要とするときは、知事を通じて航空自衛隊等に航空機による輸送を要請する。</u>	199	第3 対策 1～3 (略) 4 航空機による輸送 <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
第2.4節 道路交通規制		第2.4節 道路交通規制	
第2 対策 1～5 (略) 6 緊急通行車両の確認手続き (略) なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市（総務部管財班）は、市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、緊急通行車両の <u>事前届出を実施しておくもの</u> とする。 7～10 (略)	201	第2 対策 1～5 (略) 6 緊急通行車両の確認手続き (略) なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市（総務部管財班）は、市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会（県警察本部）が別に定めるところにより、緊急通行車両の <u>確認申出を行うこと</u> とする。 7～10 (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

現 行	ページ	修 正 案	
第 2 5 節 公共施設対策		第 2 5 節 公共施設対策	
第 1 上水道施設 1 (略) 2 基本方針 (略) 主要各水道施設に被害を生じた場合は、道路と <u>平行</u> して同時に復旧する必要があるが、特に主要各水道施設は大量の電力を必要とするため、停電が長期化する場合、優先的に電力会社へ送電が回復するよう協力を強く要請するとともに、設備の点検修理を急ぎ、手動操作でも配水が可能になるよう措置する。 3 (略)	204	第 1 上水道施設 1 (略) 2 基本方針 (略) 主要各水道施設に被害を生じた場合は、道路と <u>並行</u> して同時に復旧する必要があるが、特に主要各水道施設は大量の電力を必要とするため、停電が長期化する場合、優先的に電力会社へ送電が回復するよう協力を強く要請するとともに、設備の点検修理を急ぎ、手動操作でも配水が可能になるよう措置する。 3 (略)	表記の修正
第 2 5 節 公共施設対策		第 2 5 節 公共施設対策	
第 5 通信施設 ○通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や <u>復旧の状況等を関係機関に共有する。</u> (略)	210	第 5 通信施設 ○通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や <u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ウェブサイトのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u> (略)	防災基本計画の修正による修正
第 2 6 節 住宅対策		第 2 6 節 住宅対策	
第 3 対策 (略) 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 県 <u>(追記)</u> は、災害救助法に基づき、被災住宅の応急修理を行う <u>(追記)</u> 。応急修理は、 <u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり</u> 次のとおり実施する。 <u>(追記)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(1) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u>	217～ 218	第 3 対策 (略) 1～3 (略) 4 被災住宅の応急修理 県 <u>及び救助実施市</u> は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う <u>(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)</u> 。応急修理は、 <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。なお、災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u> <u>[応急修理の実施]</u> <u>(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>(削除) 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(削除)</u>	災害救助法の一部改正に基づく修正

現 行	ページ	修 正 案	
<u>(2) 修理の範囲</u> <u>居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> <u>(3) 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、<u>県の定める</u>災害救助法施行細則に定める範囲内とする <u>(4) 修理の期間</u> <u>地震</u>災害が発生してから<u>3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）</u>に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する<u>ことができる。</u> <u>(5) 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>(6) 市における措置</u> <u>市は住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。</u> <u>(7) 災害救助法の適用</u> <u>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u> <u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。</u> <u>(追加)</u>		<u>イ 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>ウ 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、<u>(削除)</u>災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ 修理の期間</u> <u>(削除)</u>災害が発生してから<u>10日以内</u>に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する<u>ものとする。</u> <u>オ 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>(ア) 住宅が半壊、又は半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>※自らの資力では、応急修理をすることができない者</u> <u>・生活保護法の被保護者及び要保護者</u> <u>・特定の資産のない失業者</u> <u>・特定の資産のない未亡人及び母子世帯</u> <u>・特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者</u> <u>・特定の資産のない勤労者</u> <u>・特定の資産のない小企業者</u> <u>・上記に準ずる経済的弱者</u> <u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u>	

現 行	ページ	修 正 案	
5 (略)		<u>イ 修理の範囲</u> 居室、炊事場、トイレ等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ 修理の費用</u> 応急修理に要する費用は、県の定める災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ 修理の期間</u> 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ 修理の方法</u> 住宅の応急修理は、現場給付をもって実施する。 5 (略)	
第5章 災害復旧・復興		第5章 災害復旧・復興	
第4節 災害復旧に必要な金融その他の資金		第4節 災害復旧に必要な金融その他の資金	
<u>第3 住宅復興資金</u> 住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。 第4 更生資金 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに福祉資金の貸付 一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するために福祉資金の貸付けを行う。 2～4 (略) 第5 激甚災害特別貸付金 (略) 第6 義援金品の受付及び配分 (略) 第7 市税等の減免等 (略)	228	(削除) (削除) 第3 更生資金 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するために災害援護資金の貸付けを行う。 2～4 (略) 第4 激甚災害特別貸付金 (略) 第5 義援金品の受付及び配分 (略) 第6 市税等の減免等 (略)	建築部からの修正 福祉部からの修正

現 行	ページ	修 正 案	
第5節 被災者等の再建等の支援		第5節 被災者等の再建等の支援	
第2 住家の被害認定、罹災証明書等の交付等 <u>1 罹災証明書の交付等</u> 市は、(中略)被災証明申請書により証明書を交付する。 県は、(中略)被災市町村間の調整を図る。 <u>2 被災者台帳の作成</u> 市は、(中略)被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、(中略)被災者に関する情報を提供する。 (追加) (参考) 第2 住家の被害認定、罹災証明書等の交付等から記載箇所変更 <u>2 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 (追加)	230	第2 住家の被害認定、罹災証明書等の交付等 <u>(表題の削除)</u> 市は、(中略)被災証明申請書により証明書を交付する。 県は、(中略)被災市町村間の調整を図る。 <u>(修正後第3に記載)</u> <u>第3 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u> <u>1 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(削除)</u> <u>2 災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。 取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。	防災基本計画に基づく修正 表記の整理 防災基本計画に基づく修正 表記の整理 防災基本計画に基づく修正
第6節 震災復興都市計画の決定手続き		第6節 震災復興都市計画の決定手続き	
第4 復興都市計画事業の都市計画決定について 1 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 策定に当たっては、復興に関する基本方針、都市計画マスタープラン、<u>(追記)</u>総合計画等を踏まえるものとする。	233	第4 復興都市計画事業の都市計画決定について 1 都市復興基本計画の策定と公表 (略) 策定に当たっては、復興に関する基本方針、都市計画マスタープラン、<u>立地適正化計画</u>、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法に基づく修正